・天草広域連合火災予防条例第２９条の３（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）に基づき住宅用火災警報器の設置及び維持・管理が義務付けられています。

・すでに設置がお済のご家庭は電池切れや機器の異常がないか定期的に確認してください。また、交換期限を確認し期限を経過した機器は交換しましょう。

**住宅用火災警報器は火災からあなたや家族の命を守るための大切な機器です。必ず設置しましょう。**

**こんな消火器は危険です！**

**住宅用火災警報器の設置はお済ですか？**

**お近くの特定窓口を探すには**

・㈱消火器リサイクル推進センター

**03（5829）6773** へお問い合わせください。

・インターネットをご利用の方は

**「消火器リサイクル窓口」**で検索してください。

２０１０年より廃消火器リサイクルシステムが導入されています。このシステムは日本消火器工業会が多発する消火器破裂事故や不法投棄等をなくし、消火器の安全な回収とリサイクルを推進するために導入したものです。

腐食が進んだ消火器を操作した際に消火器が破裂し、負傷等する事故が発生しています。腐食が進んだもの、凹みや変形した消火器は絶対に使用しないでください。

***注　意***

　※悪質な訪問販売等を行う業社がありますので注意しましょう。また、そのような業社から購入してしまった場合、熊本県消費生活センター096(383)0999へ相談しましょう。

※消防署では消火器の取扱いは行っていませんので注意してください。

※一般住宅には住宅用火災警報器とは違い消火器の設置義務はありません。消火器の設置はあくまでも任意となります。

取扱い窓口は**特定窓口**と**指定引取場所**の２種類です。

　　特定窓口は消火器の引き取りを行える消火器販売店で天草にも数店あります。指定引取場所は県内では熊本市に１件です。古くなった消火器の引き取りを希望される方は、まず特定窓口に相談してください。

　　なお、引き取りには費用がかかります。詳しくは取扱い窓口にお問い合わせください。

**古くなった消火器は一般ごみとして廃棄できません、リサイクルシステム取扱い窓口に引き取ってもらいましょう。**

「古くなった消火器、

どうすればいいの？」